平成２７年（フ）第１８０号
千葉市稲毛区山王町105番地７　レジデンス稲毛203号
債務者　朝生　喜夫
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９２号
千葉市稲毛区小仲台７丁目31番26―101号
債務者　澤野　**暎**子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
岐阜県土岐市駄知町2101番地の１
債務者　進藤三枝子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第６１号
静岡県富士市中里298番地の１ガーデンコートＫ　Ａ―101号
債務者　安永　里菜
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第７３号
静岡県富士市川成島550番地の３　市営住宅田子浦団地Ｃ棟307号
債務者　堀井　初子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３３号
福岡県大牟田市天領町１丁目297番地　県営住宅天領団地１棟404号
債務者　吉田　知世
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３８号
福岡県大牟田市日出町３丁目４番地７
債務者　甲木　　誠
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第２５号
福岡県行橋市西泉３丁目５番37号　ユニゾン泉Ｂ棟101号
債務者　柏木　志啓（旧姓二保）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
滋賀県長浜市八幡中山町346番地　ソレアードカーサＢ101号室
債務者　工藤　敬吾
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
北海道苫小牧市春日町３丁目１番３号
債務者　藤原美穂子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２００号
仙台市泉区南光台５丁目12番７号　パルテスール５―101
債務者　高橋　勝宏
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目20番地４
債務者　齋藤　智子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
福島県いわき市葉山２丁目４番地の６
債務者　大石佳代子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１７号
福島県いわき市内郷御厩町４丁目100番地　長橋病院内、住民票上の住所福島県いわき市平赤井字諸荷200番地の２
債務者　柏　　長
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第２０号
福島県いわき市中岡町１丁目３番地の５
債務者　古川　和子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第２１号
福島県いわき市中岡町１丁目３番地の５
債務者　古川　欽一
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第２５号
茨城県日立市東大沼町４丁目23番１―101号
債務者　早瀬　直樹
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３０号
茨城県日立市滑川本町４丁目５番３―402号
債務者　風祭　孝文
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　水戸地方裁判所日立支部